

税

問合せ先 税務課

軽自動車税

【廃車手続きは3月31日(水)まで】

3月下旬は、登録・廃車手続きが最も集中します。混雑緩和のため、できるだけ早く済ませましょう。

種類	申請・問合せ先
原動機付自転車 (125ccまで)、小型特殊自動車 (フォークリフトなど)、ミニカー	税務課
軽二輪 (125ccを超え250ccまで)・二輪 (250ccを超えるもの)の小型自動車	近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地 ☎050-5540-2060)
軽四輪・軽三輪自動車	軽自動車検査協会 大阪支所 事務所和泉支所 (和泉市 伏屋町1丁目13-3 ☎050-3816-1842)

【令和3年度軽自動車税(種別割)の減免】

身体などに障害を有する人が所有している、または生計を同じくする人が、その人のために

使用している軽自動車の軽自動車税(種別割)を減免する制度があります。この制度は、障害を有する人たちの社会参加に役立てるためのものです。

※減免申請は普通自動車、軽自動車などのうちいずれか1台のみ。また、減免申請に必要な書類や条件は多少異なります。詳しくは問い合わせください。

申請期間 3月1日(月)～5月31日(月)

必要なもの 印鑑、身体障害者手帳、運転免許証など

※令和2年度に減免を受けている人は、3月上旬に継続用の申請書を送付します。

番号法施行に伴い、申請書に申請者の住所、氏名などの記載に加えて「個人番号」(マイナンバー)の記載が必要となります。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での申請を受付します。窓口混雑緩和のため、郵送での申請にご理解、ご協力をお願いします。

申請・問合せ先

- 軽自動車：税務課
- 普通自動車：泉南府税事務所 (☎4399・3601)

固定資産税

【土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧】

自分の土地や家屋の評価を他と比較するため、縦覧帳簿を見ることが出来ます。

● 土地の納税者は、土地の縦覧帳簿(所在地、地目、地積、評価額)

● 家屋の納税者は、家屋の縦覧帳簿(所在地、種類、構造、床面積、評価額)

日時 4月1日(木)～5月31日(月)までの市役所開庁時間内

必要なもの 本人確認のできる書類、前年度の納税通知書

【固定資産課税台帳の閲覧】

納税義務者本人に加え、借地・借家人なども対象資産の課税内容を閲覧できます。

日時 市役所開庁時間内

必要なもの 本人確認のできる書類、借地・借家関係などがわかる書類

手数料 納税義務者は無料、納税義務者以外は1件400円

※いずれも代理人の場合は委任状(法人の場合は委任状または会社印)が必要です。

市・府民税

【申告は3月15日(月)まで】

申告会場は混雑が予想されます。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

なお、住民税の住宅ローン控除の申告は原則不要ですが、次の人は税務署での確定申告が必要です。

- 令和2年中に入居し初めて住宅ローン控除の適用を受ける人
- 年末調整が済んでいない人
- 年末調整の給与と所得以外に所得がある人

● 医療費控除や寄附金控除など控除内容の変更がある人

申告・問合せ先

- 市・府民税：税務課
- 所得税の確定申告：泉佐野税務署 (☎462・3471)

市税の納付

【市税の納め忘れは ありませんか】

令和2年度の市税の納期限は既に終了しています。未納があると、本来納めるべき税額のほかに延滞金などを合わせて納めていただくことになり、遅れるほどその金額も加算されていきます。なお、未納が続くと財産調査の上、差押することにもなりかねません。今一度、納付のご確認をお願いします。

忙しい人や不在がちな人は、便利な口座振替をご利用ください。

～ 申込は簡単です ～

預貯金通帳と届出印鑑を持参し市内の各金融機関の窓口にて申込をしてください。また、税務課窓口でも、専用端末を利用し、キャッシュカードにて口座振替申込手続きができます。(大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く。一部取り扱いできないカードがあります)

詳しくは問い合わせください。3月19日(金)までに申し込むと新年度当初分から取り扱いき、翌年度から毎年、自動的に継続します。

問合せ先 税務課



税務署からのお知らせ

問合せ 泉佐野税務署
☎4622・3471

■4月15日(木)まで延長します

令和2年分所得税等の確定申告

新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保し確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（および復興特別所得税、贈与税および個人事業者の消費税（および地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で4月15日(木)まで延長します。

これに伴い、申告所得税および個人事業者の消費税の振替納税を利用されている人の振替日についても、下表のとおり延長しています。



税目	延長後の納期限	延長後の振替日（*）
令和2年分申告所得税および復興特別所得税	4月15日(木)	5月31日(月)
令和2年分個人事業者の消費税および地方消費税	4月15日(木)	5月24日(月)

（*）「新たに振替納税を利用するにはそれぞれの税目の納期限までに、「振替依頼書」の提出が必要です。

また、既に振替納税を利用している人は、事前に預貯金残高を確認してください。残高不足などで振替納税できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

■確定申告は便利なe-Tax

申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、パソコンやスマートフォンを利用した「e-Tax」による送信が便利です。申告書はご自身で作成し、できるだけ早めに提出してください。



▶「確定申告書作成コーナー」QRコード

■令和2年分の確定申告書作成会場

泉佐野税務署では申告書作成会場を開設します。来署される人は、入場できる時間帯が設定された入場整理券が必要です。

入場整理券は当日会場でも配付しますが、2日前までに来署予定日が決まっている人は、「E-Tax」を通じたオンライン事前発行が便利です。

●会場の混雑状況により、早めに整理券配付を終了する場合があります。

●新型コロナウイルスの感染拡大状況により、申告相談を中止

する場合があります。

●当税務署の駐車場は感染予防対策のため、駐車台数を削減していますので、来署の際は、車での来署はご遠慮ください。 ※詳しくは国税庁ホームページ「令和2年分確定申告特集」をご覧ください。

